

山形県国民保護対策本部・山形県緊急対処事態対策本部  
本部事務局活動マニュアル

【 概 要 版 】

平成19年2月

山形県総務部危機管理室

# 山形県国民保護対策本部・山形県緊急対処事態対策本部 本部事務局活動マニュアルについて

## 1 マニュアルの性格

山形県国民保護計画の実効性を確保し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、山形県対策本部事務局活動マニュアルを策定した。

対策本部に設置する部及び支部のマニュアルについては、恒常の業務の中で対応する外、国民保護特有の業務については、平成19年度において各部及び各支部でそれぞれ策定することとしている。

## 2 マニュアルの構成

### 第1章 国民保護対策の体制

#### (1) 対策本部の機能

県内の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための総合調整を行う  
県が実施する措置を決定、実施する

#### (2) 本部内の構成及び役割

本部は、本部員会議及び本部事務局からなる本部室と、各部、支部よりなる  
本部事務局は事務局長を危機管理監、事務局次長を危機管理室長とし、総合調整班を中心に8 応急対策班により構成する

本部室は、必要調整を行った上措置内容を決定し、各部、支部に対し指示を行い、必要措置は、各部、支部において実施する

各部は、措置に必要な情報収集を行い本部室に報告するとともに、本部室の指示に基づき措置原案の作成及び措置を実施する

#### (3) 対策本部設置前の体制

計画においては、他の都道府県における事態により国から武力攻撃事態等の事態認定の通知があり、県対策本部の設置の指定がない場合や、国による事態認定がなされない場合においては、山形県危機管理要綱に基づく体制をとることとしている。

マニュアルにおいては、より具体的に、事態の状況により、担当課体制による第一次体制、関係課長等連絡会議による第二次体制、危機対策本部体制による第三次体制の3段階の体制をとることとしている。

### 第2章 個別マニュアル

本部体制の確立 避難の実施 救援の実施 安否情報の収集・提供  
被害最小化の対処 の5分野ごとに作成しており、各措置項目の最初のページに「総括」として全体的なフローを示し、その後各班ごとに実施する措置のフローを示している。  
様式 資料(連絡先等) 参考資料

## 3 策定経過

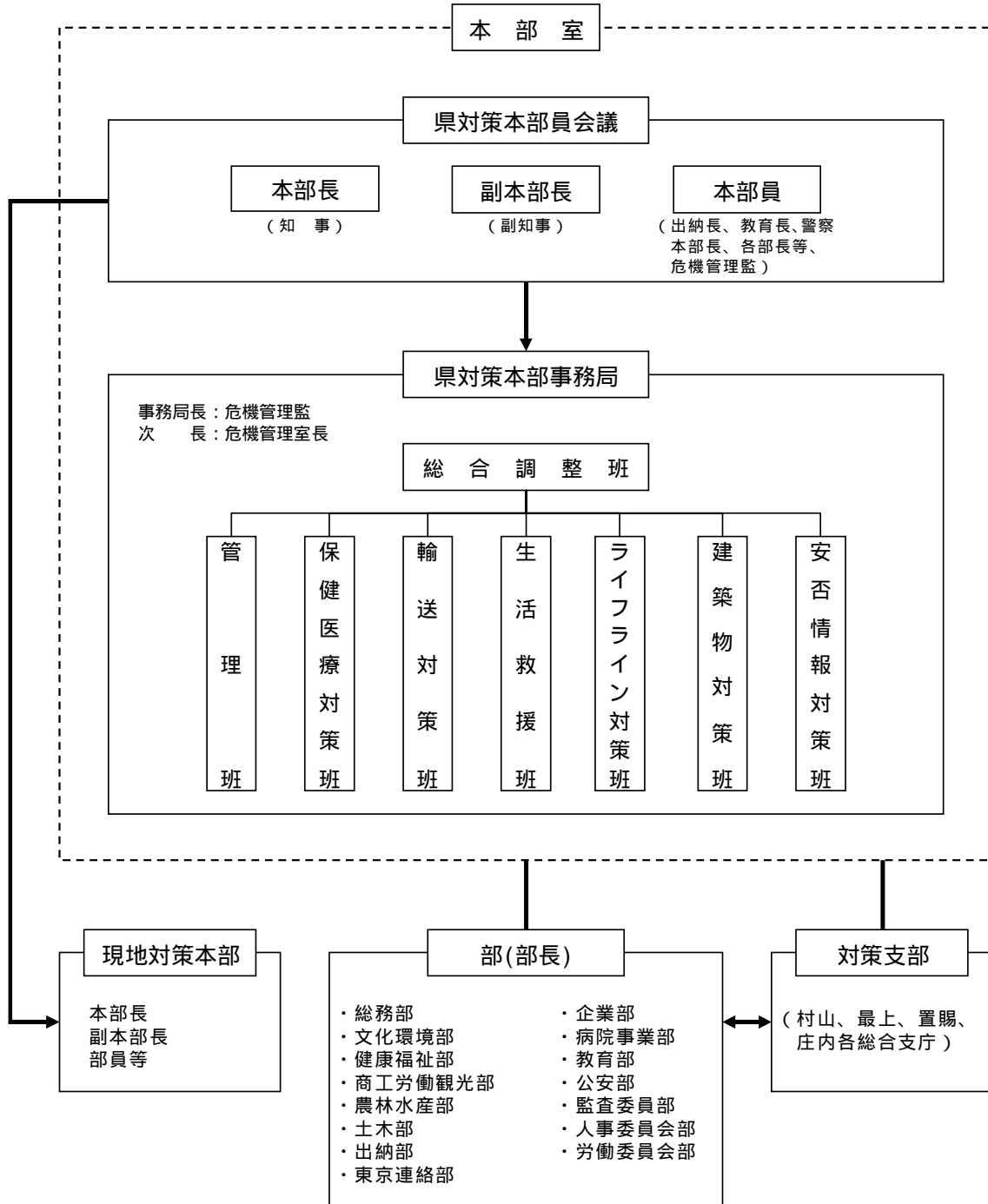
危機管理調整会議において基本的方針を決定し、庁内ワーキンググループでの検討を経て、各部局主幹課長による推進幹事会で協議の上作成した。

## 4 職員に対する周知

(1) 対策本部事務局員を対象としたマニュアル説明会、研修会を開催した。

(2) マニュアルに基づく図上訓練を実施し、マニュアルの手順検証を行った。  
検証結果については、今後のマニュアル改訂時に対応するものとする。

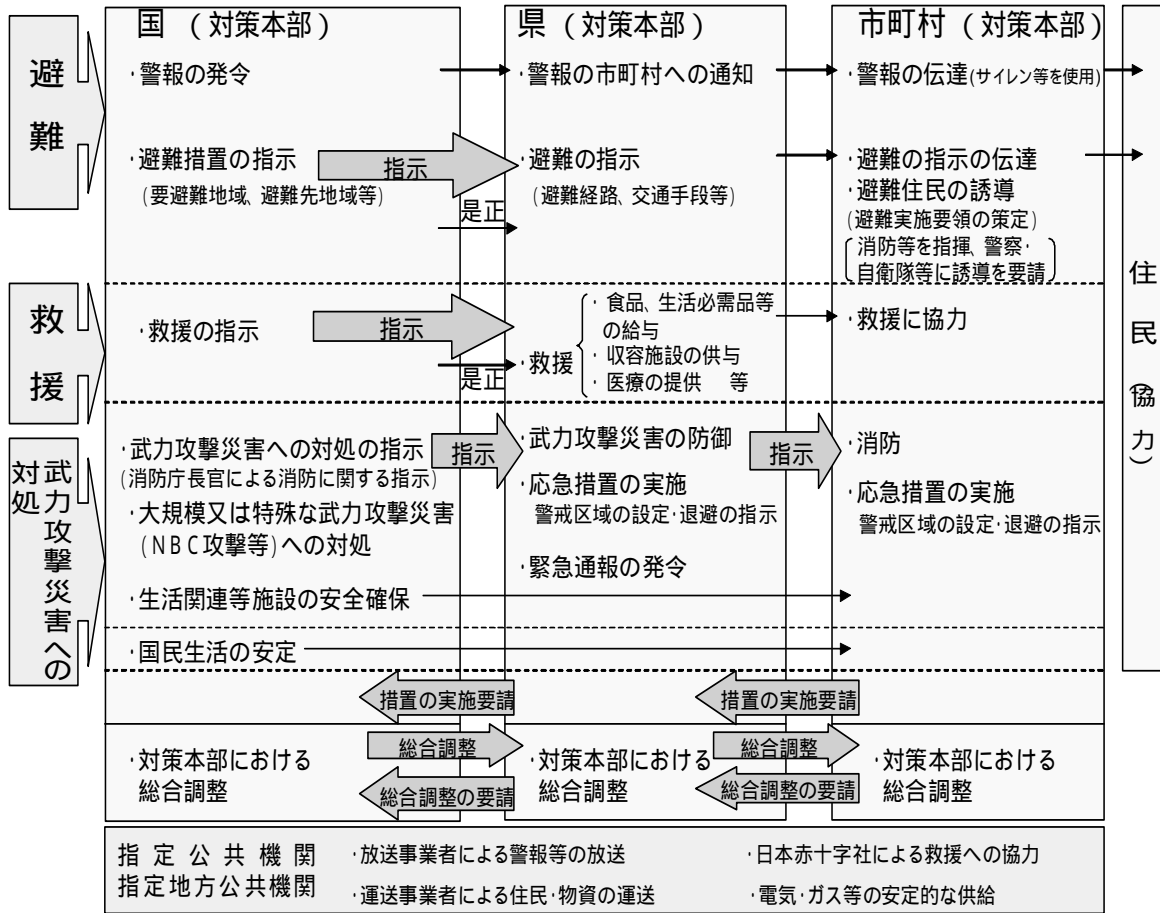
# 山形県国民保護対策本部組織構成図



## 応急対策班事務分掌

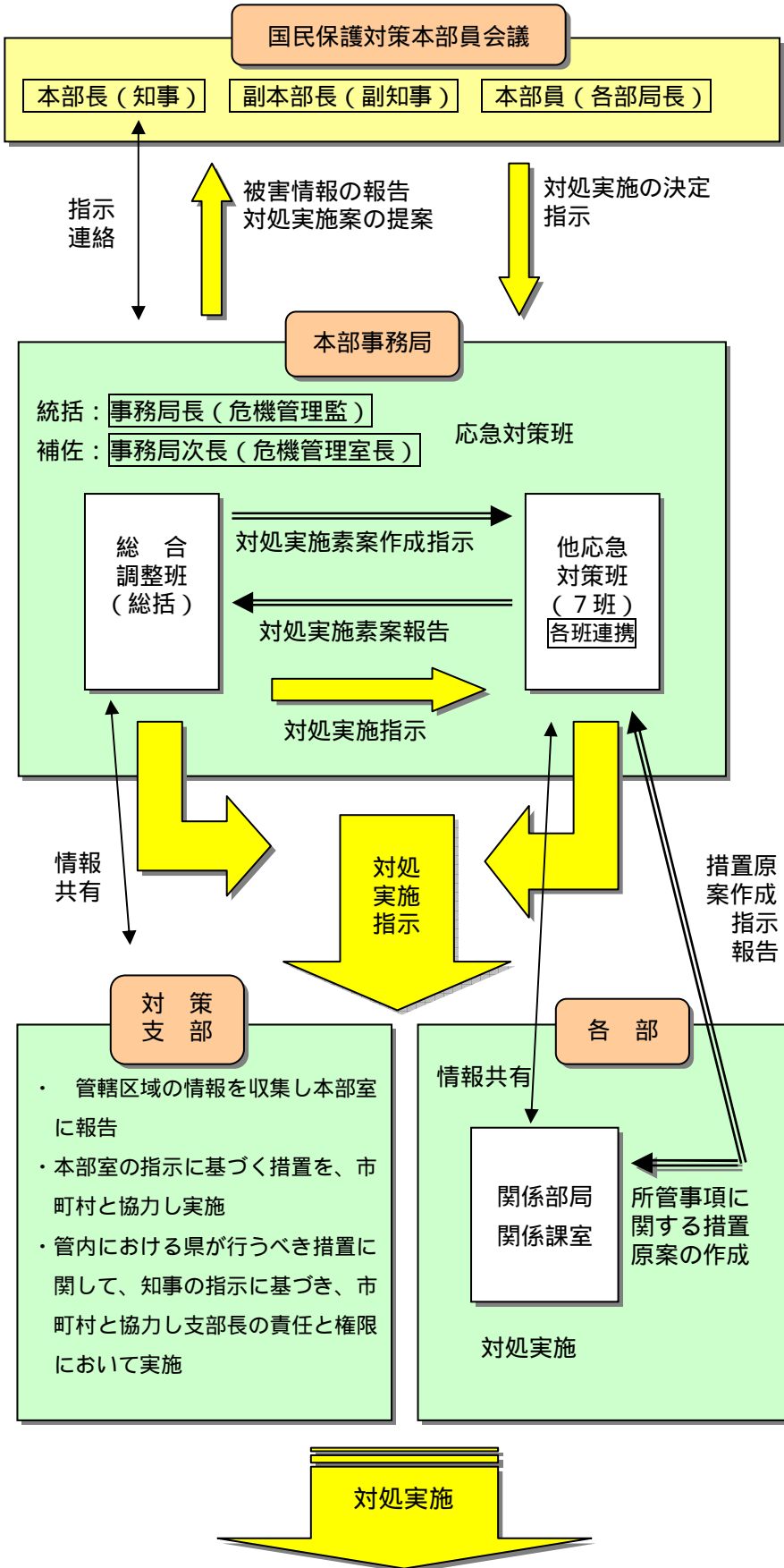
班名（班長）	主 な 業 務	構 成 課
総合調整班 (総務部危機管理室長)	国民保護対策本部の設置・運営 国民保護関係機関との連絡調整 応急対策班に対する指示及び連絡調整 警報、避難措置の指示等の関係機関への通知 住民に対する避難の指示 緊急通報の発令 警戒区域の設定 被災情報の収集・伝達 報道機関への被災情報等の提供 プレスセンターの設置 記者会見の実施 インターネットによる広報 県民相談窓口の開設、運営	総合防災課 生活安全調整課 広報室 県民サービス推進室 情報企画課 警備第二課
管 理 班 (総務部次長)	職員の被災状況把握、動員 応援職員の受入れ調整 市町村に対する支援職員の派遣 庁舎の被災状況把握、応急復旧 ボランティア支援本部の運営 庁内災害対策要員の食料等確保 予算、議会対策 国等関係機関との調整	人事課 職員厚生課 財政課 管財課 政策企画課 県民文化課 出納局総務課
保健医療対策班 (健康福祉部次長)	医療の提供及び助産 医療機関等の被災状況把握 ヘリコプターによる搬送 医療救護班の派遣 医薬品等の供給 要援護者への医療措置 保健衛生対策実施体制の確保 遺体処理の実施	食品安全対策課 健康福祉企画課 障害福祉課 保健業務課 県立病院課
輸 送 対 策 班 (土木部次長)	避難経路の選定 避難住民に係る運送手段の確保 道路、鉄道、バスの被災状況把握 緊急運送路及び運送手段の確保 運送機関への要請 空港、港湾の被災状況把握 一時集積配分拠点施設の指定	交通政策課 高速道路整備推進室 空港港湾室 道路課 県警交通規制課
生 活 救 援 班 (商工労働観光部次長)	避難所の設置 救援物資の供給及び要請 避難状況の把握 大規模小売店舗等の営業状況把握 救援物資(供給量)の確認 義援金品の受入れ、配分	市町村課 生活安全調整課 健康福祉企画課 商業経済交流課 農政企画課 教育やまがた振興課
ライフライン対策班 (文化環境部次長)	ライフラインの復旧支援 避難所におけるライフラインの確保 ライフラインの被災状況等把握 廃棄物の処理	食品安全対策課 情報企画課 環境企画課 循環型社会推進課 農村計画課 下水道室 企業局水道課
建築物等対策班 (土木部次長)	応急仮設住宅の建設 住宅の応急修理 建築物の安全点検 障害物の除去	長寿社会課 児童家庭課 障害福祉課 都市計画課 建築住宅課 教育庁総務課 教育やまがた振興課
安否情報対策班 (改革推進室長)	安否情報の収集・整理 安否情報の回答 総務大臣への報告	県民サービス推進室 市町村課 情報企画課 生活安全調整課 食品安全対策課 県立病院課 教育庁総務課

# 県及び関係機関の役割の概要



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が相互に連携

# 国民保護対策の指揮命令系統図



## 《対策支部の役割》

- ・ 支部は、管轄区域の情報を収集し総合調整班に報告するとともに、本部事務局の指示に基づく措置を、市町村と協力して実施する。
- ・ 管内における県が行うべき措置に関して、市町村と協力し、支部長の責任と権限において実施する。

支部は、管轄区域の市町村の被害状況、市町村の行う措置の状況、市町村の支援要望等の情報を収集し、総合調整班に報告する。また、総合調整班は、集約した各種情報を支部に提供し、互いに情報を共有するものとする。

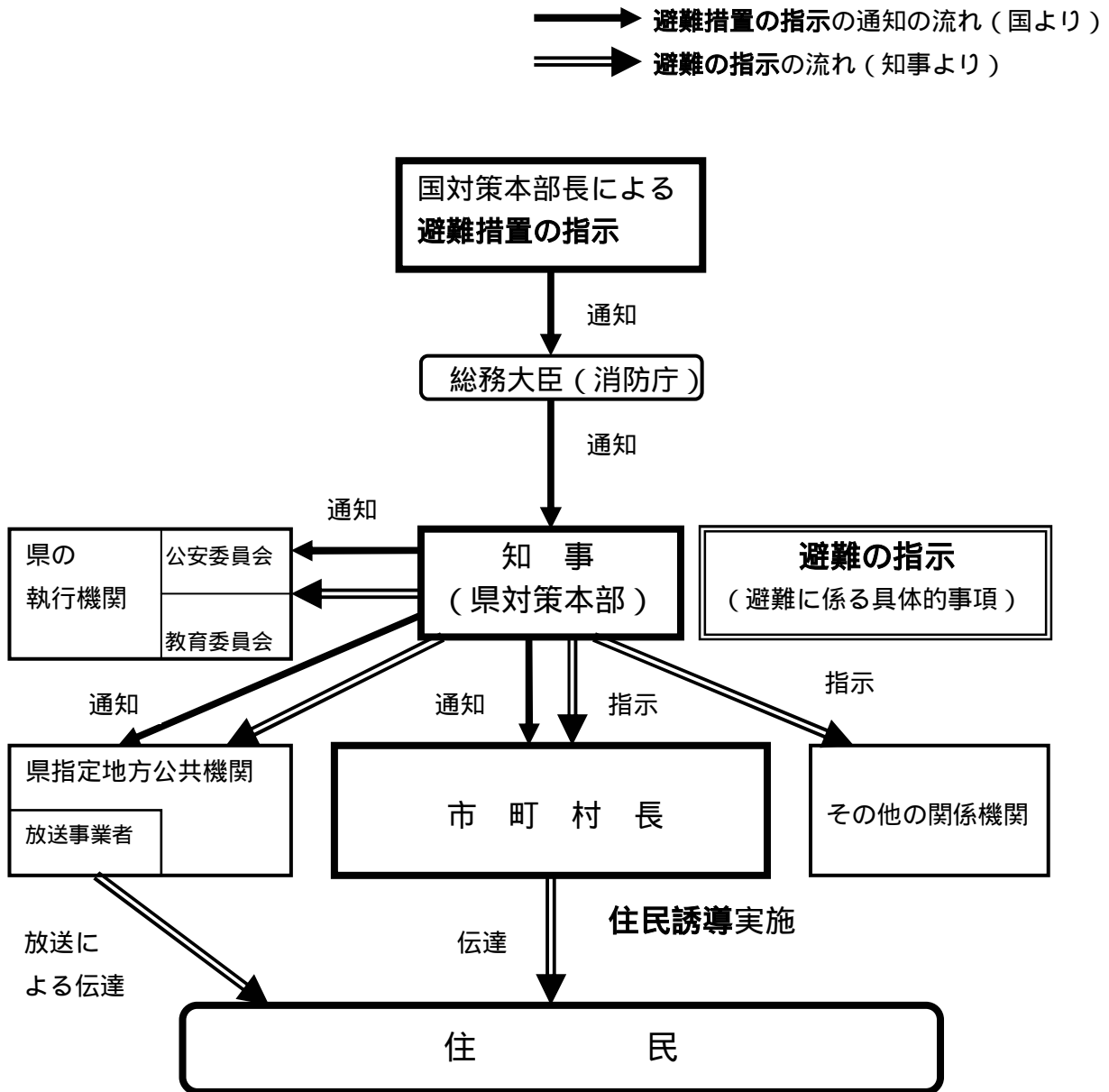
本部事務局は、県が現場で行う措置については、支部に対して実施の指示を行う。  
指示内容等については、別紙 参照

支部は、本部事務局の指示に基づいて必要措置を実施するとともに、管内における措置については、原則、支部長の責任と権限において実施する。

総合調整班は、市町村に対し、措置内容について通知する。

市町村は、県対策支部の行う措置を補助する。

## 【避難の実施の仕組み図】



### 【避難の指示の内容（国民保護法第54条第2項）】

住民の避難が必要な地域（要避難地域）

住民の避難先となる地域（避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。））

国対策本部長より示された国の機関による措置の概要

主要な避難の経路

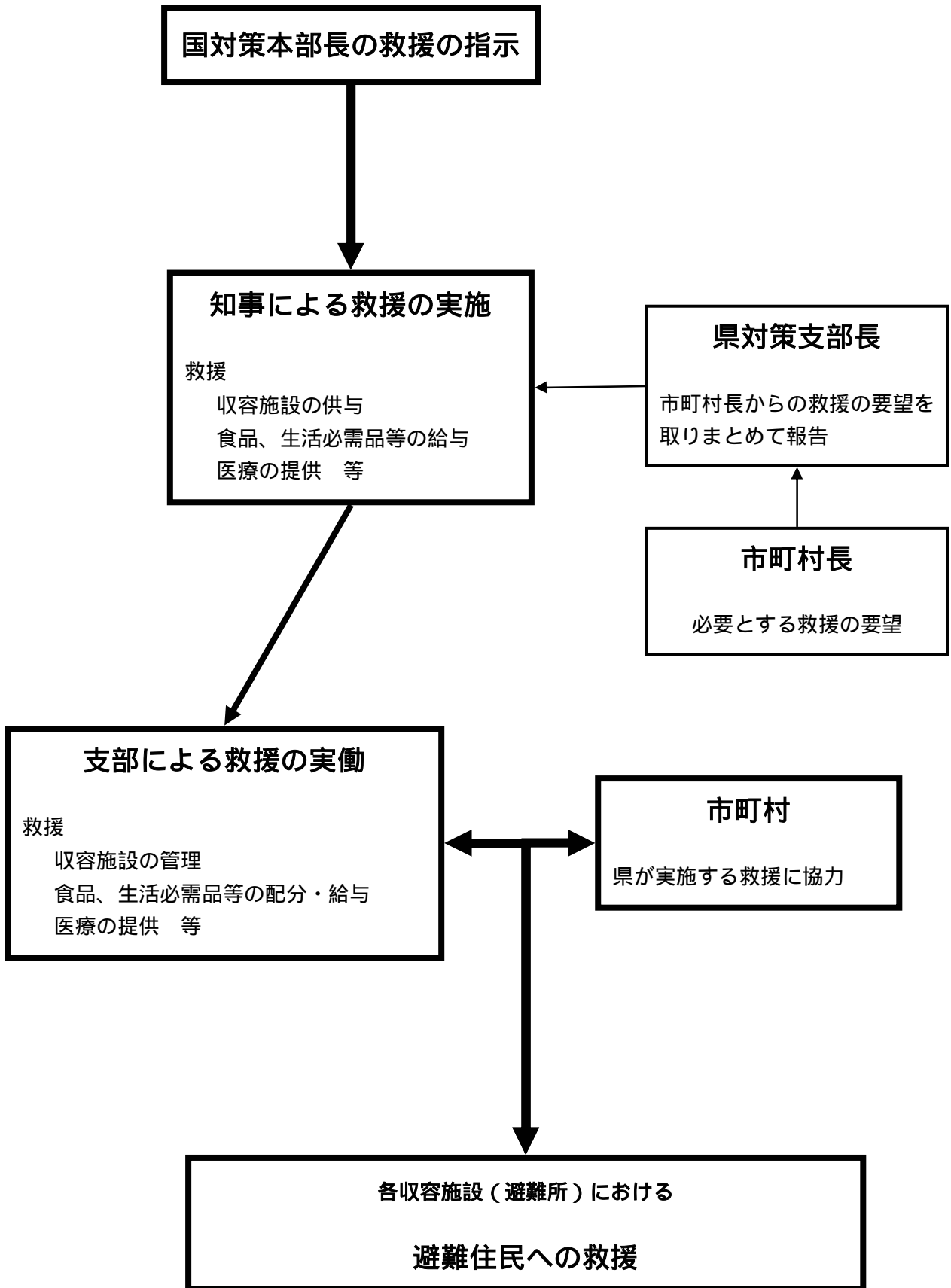
避難のための交通手段その他避難の方法

～ は国対策本部長より通知される避難措置の指示の内容

避難が必要な場合は、国対策本部長より、避難が必要な地域と避難先地域等が示され、県ではそれを受けて避難経路や交通手段等の具体的事項を示した「避難の指示」を市町村長を通じて住民に対して行う。指示を受けた市町村は、住民への伝達及び住民の誘導を行う。

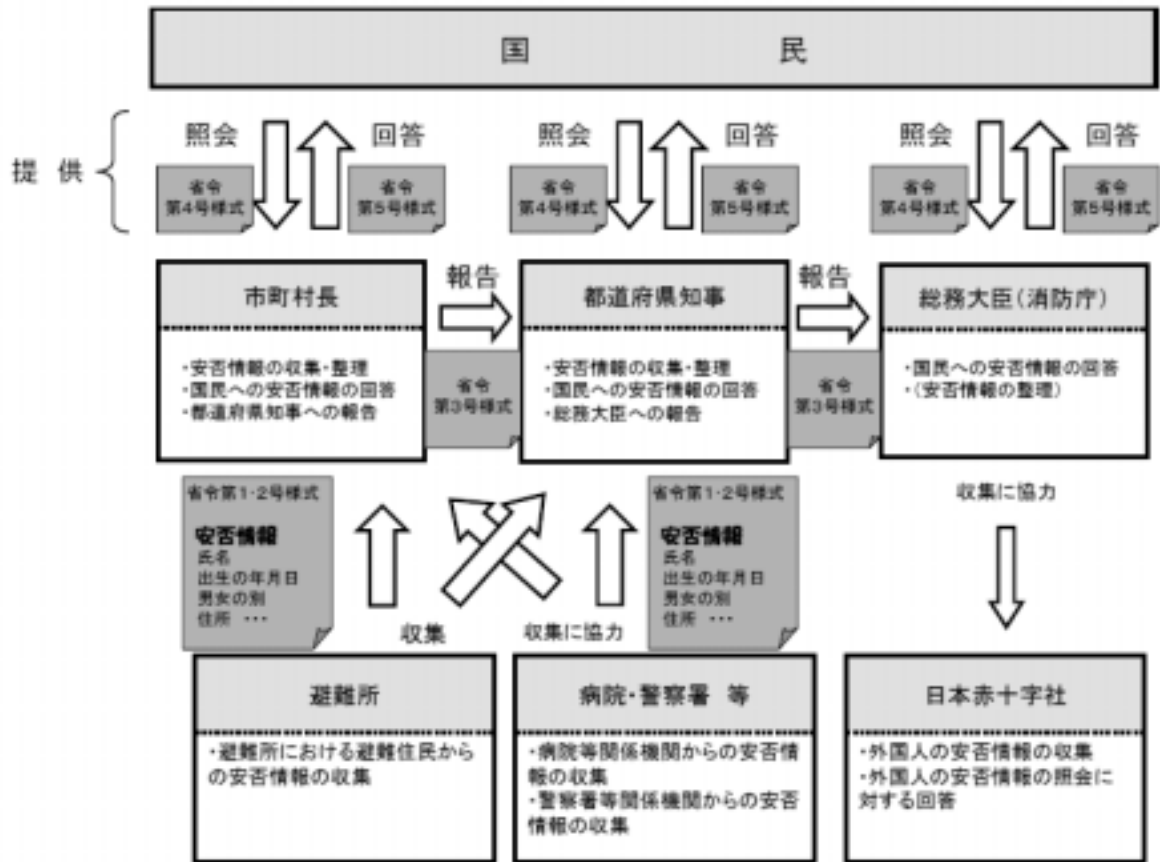
「その他関係機関」とは、活動地域が県全域や複数市町村にまたがるような機関や、多数の人が利用するような施設を想定している。

# 【救援実施の仕組み図】

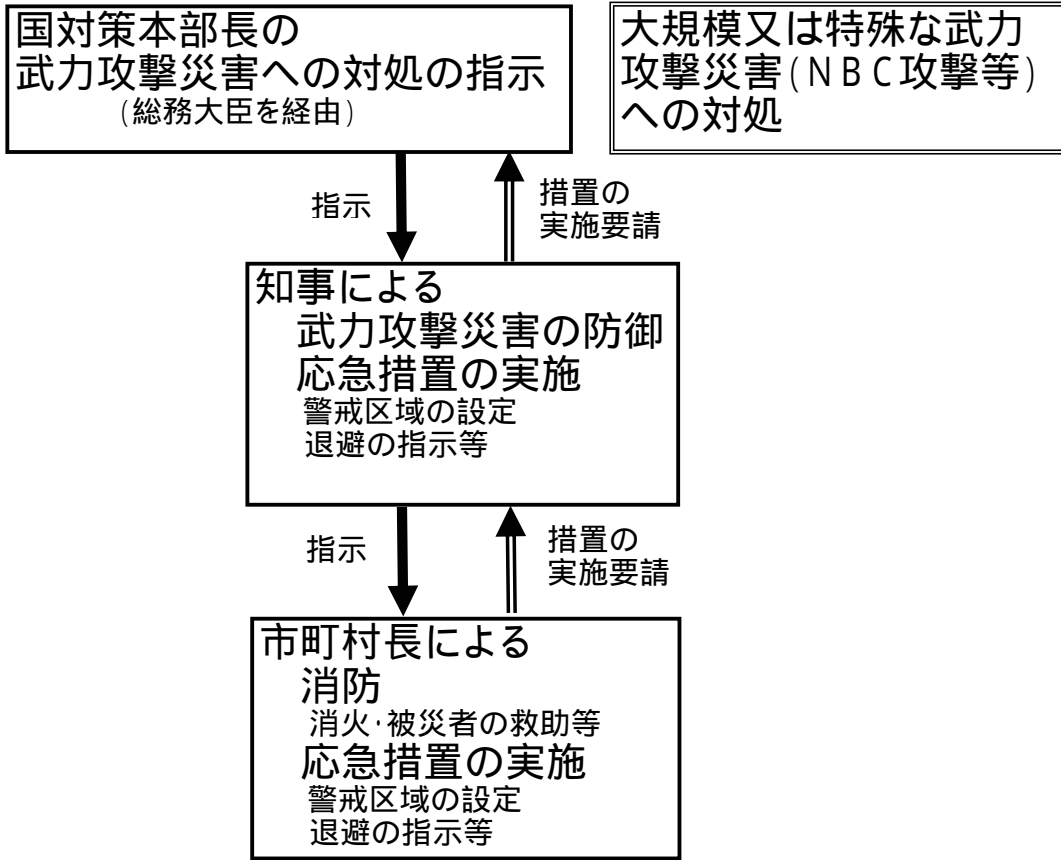




## 【安否情報の収集・提供の仕組み図】



# 【被害最小化の対処の仕組み図】



## 生活関連等施設の安全確保

